

## 見守り 新鮮情報

機種変更のために**携帯電話**  
**ショップ**に出かけ、同系列の  
キャリアが提供する端末を熱心に  
勧められ**契約**した。その後、契約書  
を確認したところ、**断ったはずの**  
**オプション**などが付けられて  
いるうえ、**セキュリティソフト**も  
契約させられていた。納得でき  
ない。(60歳代)



©Kurosaki Gen

# 不要なオプションが 付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

### ひとこと助言

契約書を  
よく確認



見守るくん

- 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。
- 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。
- 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第529号 (2025年12月4日) 発行：独立行政法人国民生活センター

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時~17時** (土日祝も可 月曜定休)